

京都市上下水道局告示第44号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所所在地の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成29年1月10日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 山添 洋司

1 届出業者名等

京都市右京区龍安寺塔ノ下町21

勝田水道

勝田 健太

2 変更事項

(営業所所在地の変更)

亀岡市千代川町小林前田126番地から京都市右京区龍安寺塔ノ下町21に変更

(上下水道局下水道部管理課)